

## 公益社団法人日本フェンシング協会と

沼津市との連携協力に関する協定の締結式を開催します。

公益社団法人日本フェンシング協会と沼津市は、相互の緊密な連携と協力により、日本協会が目指す地方拠点都市の構築と、沼津市が目指すフェンシング競技を通じた、スポーツ振興及びスポーツツーリズムによる観光振興を図ることを目的に連携協力に関する協定を締結します。

### ■ 日 時

平成31年2月1日（金） 午後1時30分から

### ■ 会 場

沼津市役所 4階 特別応接室

### ■ 参加予定者

公益社団法人	沼津市	立会人
日本フェンシング協会		
会 長 <small>おおた ゆうき</small> 太田 雄貴	沼津市長 頼重 秀一	静岡県文化・観光部スポーツ局
強化本部長 <small>ふくだ ゆうすけ</small> 福田 佑輔	副市長 新屋 千樹	局長 山本 東
コ ー チ <small>ながら まさし</small> 長良 将司	副市長 剛谷 明正	沼津市体育協会
	沼津市教育長 服部 裕美子	会長 臼井 勇二
※ 出席者が増となる可能性あり、現在調整中。		静岡県フェンシング協会 会長 勝呂 衛

### ■ 協定書（案）

別紙のとおり

### ■ 連携協力事項

- (1) フェンシング競技の普及促進及び環境向上に関すること。
- (2) 相互の広報活動に関すること。
- (3) 人材の交流に関すること。
- (4) 選手の育成・強化に関すること。
- (5) フェンシング競技を通じた市民への生涯スポーツ促進に関すること。
- (6) フェンシング競技の全国大会及び国際大会の誘致及び開催に関すること。
- (7) 情報提供、交流事業等に関すること。
- (8) その他必要と認める事項

公益社団法人日本フェンシング協会と沼津市との連携協力に関する包括協定締結式

次 第

日 時 平成 31 年 2 月 1 日 (金) 13 時 30 分  
場 所 沼津市役所 4 階 特別応接室

- 1 開 式
- 2 出席者紹介
- 3 協定内容の確認
- 4 協定書への署名
- 5 写真撮影
- 6 挨拶

公益社団法人日本フェンシング協会 会長 太田雄貴

沼津市長 頼重秀一

- 7 歓 談
- 8 閉 式

## 公益社団法人日本フェンシング協会と沼津市との連携協力に関する協定

公益社団法人日本フェンシング協会（以下「甲」という。）と沼津市（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互の緊密な連携と協力により、フェンシング競技を通じて、スポーツ振興及びスポーツツーリズムによる観光振興を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に連携し、協力する。

- (1) フェンシング競技の普及促進及び環境向上に関すること。
- (2) 相互の広報活動に関すること。
- (3) 人材の交流に関すること。
- (4) 選手の育成・強化に関すること。
- (5) フェンシング競技を通じた市民への生涯スポーツ促進に関すること。
- (6) フェンシング競技の全国大会及び国際大会の誘致及び開催に関すること。
- (7) 情報提供、交流事業等に関すること。
- (8) その他必要と認める事項

### （秘密保持）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づいて知り得た非公開とする情報について、事前に相互の同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申入れがない限り、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

平成31年2月1日



甲 東京都渋谷区神南一丁目1番1号 岸記念体育館4階

公益社団法人 日本フェンシング協会

会長 太田 雄貴



乙 静岡県沼津市御幸町16番1号

沼津市長 頼重 秀一